

介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和3年4月施行)

令和 3年 4月

訪問介護相当サービスコード表	2
介護予防生活支援サービスコード表	4
介護予防通所サービスコード表	5
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	7

[脚注]

### 1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

### 2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

訪問介護相当サービスコード表(パターン1:身体介護及び生活援助を行う場合のサービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)※1	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,176単位	1,176	1月につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)※1	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,349単位	2,349	1月につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)※1	要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	3,727	1月につき
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)※2	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 268単位 ※1月につき4回まで	268	1回につき
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)※2	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 272単位 ※1月につき8回まで	272	
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)※2	要支援2(週2回を超える程度) 287単位 ※1月につき12回まで	287	
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)(20分未満)	事業対象者・要支援1・要支援2 167単位 ※1月につき22回まで	167	
A2	6001	訪問型サービス・同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	-10	
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算※3			1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数	特別地域加算※4	所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算※3			1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算※4	所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※3			1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※4	所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ		運動機能向上加算を算定している場合 100単位加算	100	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		

※1 ※2を計画する中でこの単位を超過する利用となった場合はこちらを利用する。短時間と※2を併用し、この単位を超過する場合についても同様  
 ※2 原則として回数単価を利用する  
 ※3 ※1を使用する場合こちらを使用  
 ※4 ※2を使用する場合こちらを使用

訪問介護相当サービスコード表(パターン2:生活援助のみを行う場合のサービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	2421	訪問型サービスⅣ/2	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 183単位	183	1回につき
A2	2521	訪問型サービスⅤ/2	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 183単位	183	
A2	2631	訪問型サービスⅥ/2	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	要支援2(週2回を超える程度) 183単位	183	
A2	1421	訪問型短時間サービス/2	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)(20分未満)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 167単位	167	
A2	6001	訪問型サービス・同一建物減算		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	-10	
A2	4011	訪問型サービス初回加算/2	チ 初回加算	200単位加算	200	1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/2	リ 生活機能向上連携加算	200単位加算	200	
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2		運動機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100

※ 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、処遇改善加算、新型コロナウイルス感染症への対応については、パターン1のコードを使用

A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算			1月につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			1月につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			1月につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		1月につき
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000 加算		1月につき
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000 加算		
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の 1/1000 加算		

【新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(0.1%の上乗せ分)について】

(例)

①訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)の事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)を利用する場合、0.1%の上乗せ分は1単位。  
1176単位×0.001=1.176 →1単位(1単位以上の場合は小数点以下四捨五入)

②訪問型サービスⅣ/2を月4回利用する場合、0.1%の上乗せ分は1単位。  
183単位×4回=732単位  
183単位×0.001=0.732 →1単位(1単位未満の場合は小数点以下切り上げる)

介護予防生活支援サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
A4	1001	介護予防生活支援サービス	イ 介護予防生活支援サービス 事業対象者・要支援1・要支援2 150単位	150	1回につき
A4	1002	介護予防生活支援サービス／短時間	ロ 介護予防生活支援サービス短時間 (30分未満) 事業対象者・要支援1・要支援2 100単位	100	
A4	1003	介護予防生活支援サービス／初回加算	ハ 介護予防生活支援サービス初回加算 事業対象者・要支援1・要支援2 200単位	200	1月につき

A4	8310	介護予防生活支援サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	1	1月につき
A4	8311	介護予防生活支援サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	2	1月につき
A4	8312	介護予防生活支援サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	3	1月につき

【新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(0.1%の上乗せ分)について】

(例)

- ①介護予防生活支援サービスを月4回利用する場合、0.1%の上乗せ分は1単位。  
 $150\text{単位} \times 4\text{回} = 600\text{単位}$   
 $600\text{単位} \times 0.001 = 0.6 \rightarrow 1\text{単位}$  (1単位未満の場合は小数点以下切り上げる)
- ②介護予防生活支援サービスを月8回利用する場合、0.1%の上乗せ分は1単位。  
 $150\text{単位} \times 8\text{回} = 1200\text{単位}$   
 $1200\text{単位} \times 0.001 = 1.2 \rightarrow 1\text{単位}$  (1単位以上の場合は小数点以下四捨五入)



介護予防通所サービスコード表(パターン1 5時間以上連続してサービスを行う場合)

サービスコード	種類	項目	サービス内容略称	算定項目		給付率	合成 単位数	算定単位		
<b>負担割合が1割の場合</b>										
A7	1001	介護予防通所サービス1		イ 介護予防通所サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	284単位	90%	284	1回につき
A7	1002	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供加算				介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	90%	14	
A7	1003	介護予防通所サービス1/送迎(片道)				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	90%	237	
A7	1004	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	190	
A7	1005	介護予防通所サービス1/定員超過			事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	定員超過×70%	90%	199	
A7	1006	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供加算				介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	90%	10	
A7	1007	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	90%	152	
A7	1008	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	105	
A7	1009	介護予防通所サービス1/人員基準欠如			事業対象者 要支援1 要支援2	介護職員が欠員×70%	90%	199		
A7	1010	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供加算				中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	90%	10	
A7	1011	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)				介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	90%	152	
A7	1012	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	90%	105	
A7	1100	介護予防通所サービス/入浴介助加算	入浴介助加算			50単位加算	90%	50	1月につき	
A7	1101	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算	ロ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	90%	240		
A7	1102	介護予防通所サービス/生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	90%	100		
A7	1103	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算	ニ 運動器機能向上加算			225単位加算	90%	225		
A7	1104	介護予防通所サービス/栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	90%	50		
A7	1105	介護予防通所サービス/栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	90%	200		
A7	1106	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算 I		150単位加算	90%	150		
A7	1107	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算 II		(2)口腔機能向上加算 II		160単位加算	90%	160		
A7	1108	介護予防通所サービス/事業所評価加算	チ 事業所評価加算			120単位加算	90%	120		
A7	1109	介護予防通所サービス提供体制加算 I 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	88単位加算	90%	88		
A7	1110	介護予防通所サービス提供体制加算 I 2		要支援2(週2回程度)	176単位加算	90%	176			
A7	1111	介護予防通所サービス提供体制加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	90%	72		
A7	1112	介護予防通所サービス提供体制加算 II 2		要支援2(週2回程度)	144単位加算	90%	144			
A7	1113	介護予防通所サービス提供体制加算 III 1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ハ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	90%	24			
A7	1114	介護予防通所サービス提供体制加算 III 2		要支援2(週2回程度)	48単位加算	90%	48			
A7	1115	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算 I	ヌ 生活機能向上連携加算	3月に1回を限度		100単位加算	90%	100	1回につき	
A7	1116	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算 II 1			200単位加算	90%	200	1月につき		
A7	1117	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算 II 2			運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	90%	100		
A7	1118	介護予防通所サービス口腔・栄養スクリーニング加算 I	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 I (6月に1回を限度)		20単位加算	90%	20	1回につき	
A7	1119	介護予防通所サービス口腔・栄養スクリーニング加算 II		(2)口腔・栄養スクリーニング加算 II (6月に1回を限度)		5単位加算	90%	5		
A7	1120	介護予防通所サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	90%	40	1月につき	
A7	1411	介護予防通所サービス1処遇改善加算 I 1	フ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000 加算	90%	79		
A7	1412	介護予防通所サービス1処遇改善加算 I 2			要支援2(週2回程度)		90%	158		
A7	1413	介護予防通所サービス1処遇改善加算 II 1		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000 加算	90%	57		
A7	1414	介護予防通所サービス1処遇改善加算 II 2			要支援2(週2回程度)		90%	115		
A7	1415	介護予防通所サービス1処遇改善加算 III 1		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000 加算	90%	31		
A7	1416	介護予防通所サービス1処遇改善加算 III 2			要支援2(週2回程度)		90%	61		
A7	1417	介護予防通所サービス1処遇改善加算 IV 1		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	90%	28		
A7	1418	介護予防通所サービス1処遇改善加算 IV 2			要支援2(週2回程度)		90%	55		
A7	1419	介護予防通所サービス1処遇改善加算 V 1		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	90%	25		
A7	1420	介護予防通所サービス1処遇改善加算 V 2			要支援2(週2回程度)		90%	49		
A7	1421	介護予防通所サービス特定処遇改善加算 I 1	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の12/1000 加算	90%	16		
A7	1422	介護予防通所サービス特定処遇改善加算 I 2			要支援2(週2回程度)		90%	32		
A7	1423	介護予防通所サービス特定処遇改善加算 II 1		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の10/1000 加算	90%	13		
A7	1424	介護予防通所サービス特定処遇改善加算 II 2			要支援2(週2回程度)		90%	27		

負担割合が2割の場合

A7	1021	介護予防通所サービス1/2割		イ 介護予防通所サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	284単位	80%	284	1回につき
A7	1022	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供加算/2割				介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	80%	14	
A7	1023	介護予防通所サービス1/送迎(片道)/2割				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	80%	237	
A7	1024	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物/2割				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	190	
A7	1025	介護予防通所サービス1/定員超過/2割			事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	定員超過×70%	80%	199	
A7	1026	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供加算/2割				介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の 5% 加算	80%	10	
A7	1027	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)/2割				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	80%	152	
A7	1028	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物/2割				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	105	
A7	1029	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/2割			事業対象者 要支援1 要支援2	介護職員が欠員×70%	80%	199		
A7	1030	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供加算/2割				中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の 5% 加算	80%	10	
A7	1031	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)/2割				介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	80%	152	
A7	1032	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/2割				介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	80%	105	
A7	1130	介護予防通所サービス/入浴介助加算/2割	入浴介助加算			50単位加算	80%	50	1月につき	
A7	1131	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算/2割	ロ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	80%	240		
A7	1132	介護予防通所サービス/生活上グループ活動加算/2割	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	80%	100		
A7	1133	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算/2割	ニ 運動器機能向上加算			225単位加算	80%	225		
A7	1134	介護予防通所サービス/栄養アセスメント加算/2割	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	80%	50		
A7	1135	介護予防通所サービス/栄養改善加算/2割	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	80%	200		
A7	1136	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算 I /2割	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算 I		150単位加算	80%	150		
A7	1137	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算 II /2割		(2)口腔機能向上加算 II		160単位加算	80%	160		
A7	1138	介護予防通所サービス/事業所評価加算/2割	チ 事業所評価加算			120単位加算	80%	120		



A7	1139	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰ1/2割	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	88単位加算	80%	88		
A7	1140	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰ2/2割		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2(週2回程度)	176単位加算	80%	176		
A7	1141	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ1/2割		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	80%	72		
A7	1142	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ2/2割		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	要支援2(週2回程度)	144単位加算	80%	144		
A7	1143	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅲ1/2割		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ハ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	80%	24		
A7	1144	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅲ2/2割		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ハ	要支援2(週2回程度)	48単位加算	80%	48		
A7	1145	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/2割	ヌ 生活機能向上連携加算	3月に1回を限度		100単位加算	80%	100	1回につき	
A7	1146	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1/2割				200単位加算	80%	200	1月につき	
A7	1147	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2/2割		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	80%	100		
A7	1148	介護予防通所サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/2割	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	80%	20	1回につき		
A7	1149	介護予防通所サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/2割		(2)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算	80%	5			
A7	1150	介護予防通所サービス科学的介護推進体制加算/2割	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	80%	40	1月につき	
A7	1431	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅰ1/2割	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000 加算	80%	79		
A7	1432	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅰ2/2割		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2(週2回程度)		80%	158		
A7	1433	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅱ1/2割		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000 加算	80%	57		
A7	1434	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅱ2/2割		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	要支援2(週2回程度)		80%	115		
A7	1435	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅲ1/2割		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000 加算	80%	31		
A7	1436	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅲ2/2割		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	要支援2(週2回程度)		80%	61		
A7	1437	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅳ1/2割		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	80%	28		
A7	1438	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅳ2/2割		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	要支援2(週2回程度)		80%	55		
A7	1439	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅴ1/2割		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	80%	25		
A7	1440	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅴ2/2割		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	要支援2(週2回程度)		80%	49		
A7	1441	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅰ1/2割	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の12/1000 加算	80%	16		
A7	1442	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅰ2/2割		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2(週2回程度)		80%	32		
A7	1443	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅱ1/2割		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の10/1000 加算	80%	13		
A7	1444	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅱ2/2割		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	要支援2(週2回程度)		80%	27		
<b>負担割合が3割の場合</b>										
A7	1041	介護予防通所サービス1/3割	イ 介護予防通所サービス費	事業対象者 要支援1 要支援2	中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	284単位	70%	284	1回につき	
A7	1042	介護予防通所サービス1/中山間地域等提供加算/3割			介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	所定単位数の5% 加算	70%	14		
A7	1043	介護予防通所サービス1/送迎(片道)/3割			介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	47単位減算	70%	237		
A7	1044	介護予防通所サービス1/送迎(無し)、同一建物/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	70%	190		
A7	1045	介護予防通所サービス1/定員超過/3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	定員超過×70%	70%	199		
A7	1046	介護予防通所サービス1/定員超過/中山間地域等提供加算/3割			介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	70%	152		
A7	1047	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(片道)/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	70%	105		
A7	1048	介護予防通所サービス1/定員超過/送迎(無し)、同一建物/3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	介護職員が欠員×70%	70%	199		
A7	1049	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/3割			介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	70%	152		
A7	1050	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/中山間地域等提供加算/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者に介護予防通所サービスを行う場合	94単位減算	70%	105		
A7	1051	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(片道)/3割			中山間地域等に居住する者へのサービス提供を行った場合	所定単位数の5% 加算	70%	10		
A7	1052	介護予防通所サービス1/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/3割			介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合	47単位減算	70%	152		
A7	1160	介護予防通所サービス/入浴介助加算/3割		入浴介助加算			50単位加算	70%	50	1月につき
A7	1161	介護予防通所サービス/若年性認知症受入加算/3割		口 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	70%	240	
A7	1162	介護予防通所サービス/生活向上グループ活動加算/3割		ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	70%	100	
A7	1163	介護予防通所サービス/運動器機能向上加算/3割	ニ 運動器機能向上加算			225単位加算	70%	225		
A7	1164	介護予防通所サービス/栄養アセスメント加算/3割	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	70%	50		
A7	1165	介護予防通所サービス/栄養改善加算/3割	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	70%	200		
A7	1166	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算Ⅰ/3割	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算Ⅰ	150単位加算	70%	150			
A7	1167	介護予防通所サービス/口腔機能向上加算Ⅱ/3割		(2)口腔機能向上加算Ⅱ	160単位加算	70%	160			
A7	1168	介護予防通所サービス/事業所評価加算/3割	チ 事業所評価加算			120単位加算	70%	120		
A7	1169	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰ1/3割	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	88単位加算	70%	88		
A7	1170	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅰ2/3割		(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	要支援2(週2回程度)	176単位加算	70%	176		
A7	1171	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ1/3割		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	72単位加算	70%	72		
A7	1172	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅱ2/3割		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ	要支援2(週2回程度)	144単位加算	70%	144		
A7	1173	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅲ1/3割		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ハ	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	24単位加算	70%	24		
A7	1174	介護予防通所サービス提供体制加算Ⅲ2/3割		(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ハ	要支援2(週2回程度)	48単位加算	70%	48		
A7	1175	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3割	ヌ 生活機能向上連携加算	3月に1回を限度		100単位加算	70%	100	1回につき	
A7	1176	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1/3割				200単位加算	70%	200	1月につき	
A7	1177	介護予防通所サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2/3割		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	70%	100		
A7	1178	介護予防通所サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ/3割	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ(6月に1回を限度)	20単位加算	70%	20	1回につき		
A7	1179	介護予防通所サービス口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ/3割		(2)口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ(6月に1回を限度)	5単位加算	70%	5			
A7	1180	介護予防通所サービス科学的介護推進体制加算/3割	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	70%	40	1月につき	
A7	1451	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅰ1/3割	ワ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の59/1000 加算	70%	79		
A7	1452	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅰ2/3割		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2(週2回程度)		70%	158		
A7	1453	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅱ1/3割		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の43/1000 加算	70%	57		
A7	1454	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅱ2/3割		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	要支援2(週2回程度)		70%	115		
A7	1455	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅲ1/3割		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の23/1000 加算	70%	31		
A7	1456	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅲ2/3割		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	要支援2(週2回程度)		70%	61		
A7	1457	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅳ1/3割		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の90%加算	70%	28		
A7	1458	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅳ2/3割		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	要支援2(週2回程度)		70%	55		
A7	1459	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅴ1/3割		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	(3)で算定した単位数の80%加算	70%	25		
A7	1460	介護予防通所サービス1処遇改善加算Ⅴ2/3割		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	要支援2(週2回程度)		70%	49		
A7	1461	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅰ1/3割	カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の12/1000 加算	70%	16		
A7	1462	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅰ2/3割		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	要支援2(週2回程度)		70%	32		
A7	1463	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅱ1/3割		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	所定単位数の10/1000 加算	70%	13		
A7	1464	介護予防通所サービス特定処遇改善加算Ⅱ2/3割		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	要支援2(週2回程度)		70%	27		







介護予防通所サービスサービスコード表(パターン3 2時間以上3時間未満連続してサービスを行う場合)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位			
種類	項目							
<b>1割負担の場合</b>								
A7	1301	介護予防通所サービス3	イ 介護予防通所サービス費3	200単位	90%	200	1回につき	
A7	1302	介護予防通所サービス3/送迎(片道)		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	90%		153
A7	1303	介護予防通所サービス3/送迎(無し)、同一建物		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	90%		106
A7	1304	介護予防通所サービス3/定員超過		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	90%		140
A7	1305	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(片道)		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	90%		93
A7	1306	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(無し)、同一建物		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	90%		46
A7	1307	介護予防通所サービス3/人員基準欠如		事業対象者 要支援1 要支援2	介護職員が欠員×70%	90%		140
A7	1308	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(片道)		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	90%		93
A7	1309	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	90%		46
<b>2割負担の場合</b>								
A7	1311	介護予防通所サービス3/2割	イ 介護予防通所サービス費3	200単位	80%	200	1回につき	
A7	1312	介護予防通所サービス3/送迎(片道)/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	80%		153
A7	1313	介護予防通所サービス3/送迎(無し)、同一建物/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	80%		106
A7	1314	介護予防通所サービス3/定員超過/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	80%		140
A7	1315	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(片道)/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	80%		93
A7	1316	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(無し)、同一建物/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	80%		46
A7	1317	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護職員が欠員×70%	80%		140
A7	1318	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(片道)/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	80%		93
A7	1319	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/2割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	80%		46
<b>3割負担の場合</b>								
A7	1321	介護予防通所サービス3/3割	イ 介護予防通所サービス費3	200単位	70%	200	1回につき	
A7	1322	介護予防通所サービス3/送迎(片道)/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	70%		153
A7	1323	介護予防通所サービス3/送迎(無し)、同一建物/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	70%		106
A7	1324	介護予防通所サービス3/定員超過/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	70%		140
A7	1325	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(片道)/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	70%		93
A7	1326	介護予防通所サービス3/定員超過/送迎(無し)、同一建物/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	70%		46
A7	1327	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護職員が欠員×70%	70%		140
A7	1328	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(片道)/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて片道の送迎を行わなかった場合 47単位減算	70%		93
A7	1329	介護予防通所サービス3/人員基準欠如/送迎(無し)、同一建物/3割		事業対象者 要支援1 要支援2	介護予防通所サービスにおいて往復送迎を行わなかった場合、又は 事業所と同一の建物に居住する者若しくは同一建物から利用する者 に介護予防通所サービスを行う場合 94単位減算	70%		46

A7	8310	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	1	1月につき
A7	8311	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	2	1月につき
A7	8312	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	3	1月につき
A7	8320	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1/2割	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	1	1月につき
A7	8321	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2/2割	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	2	1月につき
A7	8322	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3/2割	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	3	1月につき
A7	8330	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分1/3割	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	1	1月につき
A7	8331	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分2/3割	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	2	1月につき
A7	8332	通所型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分3/3割	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	3	1月につき

【新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(0.1%の上乗せ分)について】

令和3年9月30日までの上乗せ分は、本体報酬を含むサービスコードのサービス単位数に対して0.1%に相当する単位数を算出することになってい  
ますが、通所型サービスでは加算率を掛けるサービスコードの設定ができないため、令和3年9月30日までの上乗せ分1単位を回数で調整し、以下の  
とおり算出した単位数になるように請求してください。  
※0.1%の上乗せ分は基本単価に対して算出します。

(例)

①1割負担の利用者が、通所型サービス・5時間以上(283単位)を月3回利用した場合、0.1%の上乗せ分は1単位。  
284単位×3回=852単位  
852単位×0.001=0.852→1単位(1単位未満の場合は小数点以下切り上げる)

②1割負担の利用者が、通所型サービス・5時間以上(283単位)を月4回利用した場合、0.1%の上乗せ分は1単位。  
284単位×4回=1136単位  
1136単位×0.001=1.136→1単位(1単位以上の場合は小数点以下四捨五入)

③1割負担の利用者が、通所型サービス・5時間以上(284単位)を月8回利用した場合、0.1%分は2単位。  
284単位×8回=2272単位  
2272単位×0.001=2.272→2単位(1単位以上の場合は小数点以下四捨五入)

【入浴介助加算について】

入浴介助加算については、下記の内容をケアプランに明記することを算定要件とします。

- ①アセスメント及び課題
- ②目標についての支援のポイント

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
種類	項目				
AF	2001	介護予防ケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント費	438単位	1月につき
AF	2002	介護予防ケアマネジメント初回加算	介護予防ケアマネジメント費初回加算	300単位	
AF	2003	介護予防ケアマネジメント委託連携加算	介護予防ケアマネジメント費委託連携加算	300単位	
AF	8310	介護予防ケアマネジメント令和3年9月30日 までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応(所定単位数の1/1000に相当する単位を算定)	1	1月につき

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

【新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価(0.1%の上乗せ分)について】

(例)

介護予防ケアマネジメント費の0.1%の上乗せ分は1単位。

438単位×0.001=0.438 →1単位(1単位未満の場合は小数点以下切り上げる)



○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(令和3年4月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1:訪問型サービス(みなし)	0
A2:訪問型サービス(独自)	47
A3:訪問型サービス(独自/定率)	0
A4:訪問型サービス(独自/定額)	6
A5:通所型サービス(みなし)	0
A6:通所型サービス(独自)	0
A7:通所型サービス(独自/定率)	231
A8:通所型サービス(独自/定額)	0
A9:その他の生活支援サービス(配食/定率)	0
AA:その他の生活支援サービス(配食/定額)	0
AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率)	0
AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額)	0
AD:その他の生活支援サービス(その他/定率)	0
AE:その他の生活支援サービス(その他/定額)	0
AF:介護予防ケアマネジメント	4
	288